

「いきいきシルバー100」交付申請書

〔昨年度交付を受けた方は、今年度も継続して「いきいきシルバー100」を交付しますので、申請は不要です。〕

住所	(〒 -) 下関市	
電話番号		
ふりがな氏名		備考
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
ふりがな氏名		備考
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	
ふりがな氏名		備考
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	

※同一世帯に対象者が複数いる場合は、連名で記入してください。
※備考欄は記入不要

切り取り線

7月は「社会を明るくする運動」強化月間

「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとするものです。



▽オープニングセレモニー7月1日(水)午前10時/シーモール下関玄関前(竹崎町四丁目) ▽豊浦町推進大会7月4日(土)午前10時/川棚公民館 ▽豊北町推進

介護職員初任者研修

訪問介護員(ホームヘルパー)としての就労が可能となる、介護福祉士の資格取得につながる資格です。

大会7月5日(日)午後1時/豊北生涯学習センター ▽豊田町推進大会7月11日(土)午後1時30分/豊田生涯学習センター
 各総合支所市民生活課 (231-1418)、各4006) ▽豊田(276-2947) ▽豊浦(272-4020) ▽豊北(272-1923)

児童手当の現況届はお済みですか

市内在住の50歳未満の父子家庭の父、母子家庭の母、寡婦の方で、資格取得後、就労を希望する方
 7月23日~9月24日(毎週月・木曜日)午前9時30分~午後4時30分(全16回) 下関アクティブセンター(5人抽選) テキスト代、教材費、試験費用が必要 7月10日(金)までに、電話でも家庭課へ。
 各総合支所市民生活課(231-1358)

児童手当を受けていて現況届を提出していない方は、至急手続きを。手続きをしなければ、手当を受けることができなくなります。平成27年6月分から認定の方は、手続き不要です。
 各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。※公務員は原則、勤務先での手続き
 各総合支所市民生活課(231-1928)

乳幼児医療費受給者証の更新

有効期限は7月31日(金)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。
 各総合支所市民生活課(231-1928)

町村民税所得割額(税額控除前)の合計が13万6700円以下 ※3歳未満(3歳の誕生日を迎える月の月末まで)の乳幼児で所得制限を超

ひとり親(母子・父子)家庭等医療費受給者証の更新

有効期限は7月31日(金)です。引き続き助成を受けるには、更新手続きが必要です。
 ①市民税所得割非課税世帯=18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している父・母・養育者と児童 ②児童扶養手当受給者と同様の所得水準の世帯=小学校卒業までの児童のみ ③所得制限なし=義務教育就学前児のみ 7月1日~31日 健康保険証、印鑑、ひとり親家庭を証明する物(児童扶養手当証書、民生委員の証明など)、平成27年1月2日以降転入の方は平成27年度所得課税証明書(転入家族全員分) 各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 各総合支所市民生活課(231-1928)

保険・年金

えている場合、市独自の制度で助成 乳幼児の健康保険証、印鑑、平成27年1月2日以降転入の方は、平成27年度市町村民税の税額の分かる物(父母両方分) 7月31日(金)までに、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。
 各総合支所市民生活課(231-1928)

国民年金保険料の免除制度と若年者納付猶予制度

7月1日(水)から平成27年度(平成27年7月~28年6月)の申請を受

- 各総合支所市民生活課
- ▽菊川(287-4003)
- ▽豊田(276-2180)
- ▽豊浦(272-4023)
- ▽豊北(272-1922)

介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和25年8月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービスを希望する方 介護保険被保険者証 介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各

け付けます。 経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により納付が免除・猶予となる制度です。※平成26年度に全額免除か若年者納付猶予の承認を受け、継続審査を希望している方は、申請書の提出を省略できる場合があります。 ※免除などの承認期間でも希望すれば10年以内であればさかのぼって納付できる追納制度あり
 各総合支所市民生活課(231-1931)、各238-0071)

支所へ。

○介護保険課(☎231-3184)、各
総合支所市民生活課 ▼菊川(☎287-
4006) ▼豊田(☎76-2687)
▼豊浦(☎77-4021) ▼豊北
(☎78-1924)

糖尿病重症化予防プログラムの ご案内

国民健康保険では、
糖尿病による重症化を
予防し、健康な生活を
送っていただくため、「糖尿病性腎
症等重症化予防プログラム」を実施
します。



6カ月間、保健師や看護師が食
事や運動などの支援を行います。
対象者には案内を送付しますので、
この機会に参加してみませんか。

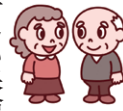
○国民健康保険(☎231-1668)
○国民健康保険高齢受給者証を
更新します

現在の高齢受給者証の有効期限
は7月31日(金)です。新しい受給
者証は7月中に郵送します。

今回お送りする受給者証の有効
期限は、平成28年7月31日(日)で
す(75歳到達により後期高齢者医療
制度に移行する方を除く)。詳細は
同封の文書を確認を。※一部負担
金の割合は、住民税の課税所得に
よって決定

○国民健康保険(☎231-1930)、各
総合支所市民生活課

後期高齢者医療の 被保険者証を更新します



現在の被保険者証
の有効期限は7月31
日(金)です。更新手
続きが不要な方には、新しい保険
証(緑色)を7月下旬までに簡易書
留で郵送します。※届いた保険証
は8月1日(土)から使用可。旧保
険証(紫色)は、8月1日以降に各
自で処分を(返却不要)

○国民健康保険(☎231-1306)、各
総合支所市民生活課

後期高齢者医療の保険料額決定 通知書を7月中旬に送付します

●特別徴収の方

○送付書類

▽納付方法

●特別徴収でない方

▽納付方法

▽納付方法

▽納付方法

▽納付方法

▽納付方法

○国民健康保険(☎231-1306)、各
総合支所市民生活課

8月1日から、介護保険制度が一部改正されます

○介護保険課(☎231-1139)

負担割合の変更

現在、介護サービスを利用した時の自己負担は、支給限度額の範囲内であれば一律に費用の1割です。この度の制度改正で、一定額以上の所得がある方には2割の負担をお願いすることとなりました。

【2割負担となる方】

▷65歳以上の被保険者で、合計所得金額(注1)が160万円以上の方 ※収入形態や世帯構成により1割負担になるケースあり(注1)合計所得金額=収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額
※7月下旬に要介護(支援)認定を持っている全ての方に「介護保険負担割合証」を郵送しますので、内容の確認を
※8月から介護サービスの利用には、介護保険証とともに割合証の提示が必要になります。手元に届かない場合は連絡を

負担限度額認定(補足 給付)要件の追加

市民税世帯非課税の低所得の方が介護福祉施設等を利用する場合、食費・居住費に負担限度額を設定し、基準額との差額を補填しています。その認定要件を追加します。
※配偶者の所得・預貯金などの残高が基準額を超えている方は、この「補足給付」を受けることができません

【追加要件】

▷配偶者(世帯分離者、内縁も含む)が住民税世帯非課税であること ▷預貯金、有価証券などの残高が、借り入れを差し引いた後に単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること
●更新の申請受付=7月から
●申請に必要なもの=介護保険被保険者証、夫婦それぞれの印鑑(認印可)、夫婦それぞれの全ての預貯金などの残高が確認できるもの(通帳など)

高額介護(予防) サービス費の見直し

1カ月に支払った利用者負担の合計額が所得に基づき設定された上限額を超えた場合、支給申請により高額介護(予防)サービス費として、あとから支給されます。8月から、一定額以上の所得がある方は、その上限額が引き上げられます。

※この適用を受けた方は、それまでと同じ介護サービスを利用しても、支給される高額介護(予防)サービス費が減額されることとなります

【上限額が引き上げられる方】

▷世帯内に課税所得(注2)が145万円以上ある65歳以上の被保険者がいる場合 ※世帯構成により上限額が元に戻る可能性のある方には「基準収入額適用申請書」を送付しますので、7月中に手続きを
(注2)課税所得=収入から公的年金控除、給与所得控除、必要経費、基礎控除等、地方税法上の控除金額を差し引いた後の額



マークの見方

○対象 日 時 期 間 所 場 所 内 容 師 講 師 定 員
●参加費など 持 参 する 物 申 込 方法 共 通 事 項 問 合 先